

○ 政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構の有償資金協力や国際協力銀行による支援については、開発途上国の経済発展を支援しつつ、我が国の優れた先端技術を持つ基幹インフラを一体システムとして、官民協働で海外輸出・展開していく観点からも、重点的に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第183回国会 総理大臣所信表明演説

第183回国会 総理大臣施政方針演説

第183回国会 財務大臣財政演説

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-2-2：有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

**施策 6-2-1**：ODA等の効率的・戦略的な活用

我が国は、ミレニアム開発目標やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、これまで以上に戦略的实施や開発効果の向上等に努めて行くことが課題となっており、中長期的な戦略に基づき、ODAについては一層の重点化・効率化を図ることが求められています。

また、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えるべく、日本企業の海外でのビジネス展開を支援する観点も重要です。こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行の機能強化等を進めてきたところであり、今後も引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

④ 施策 6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

財務省は、有償資金協力(国際協力機構を通じた支援)や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、日本経済再生に向けた緊急経済対策等にも盛り込まれている当該施策を重点施策として設定しており、具体的には以下に取り組んでいきます。

① 有償資金協力(国際協力機構を通じた支援)

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFを始めとする国際金融機関の知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務の持続可能性に目を配るとともに、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成25年度においても、アジア地域を中心に供与を行っていきます。ミャンマーが平成23年3月以降、民主化・国民和解・経済改革を急ピッチで進めて来ていることを踏まえ、我が国は、その改革努力を評価し、国際社会への復帰を支援してきました。平成24年4月、日ミャンマー首脳会談で、本格支援再開の前提となる延滞債務問題を包括的に解決する道筋について合意し、同年10月には、ミャンマーに関する東京会合を主催して国際社会の議論をリードしてきました。その結果、ブリッジローン（短期のつなぎ融資）を活用した返済や債務免除等により、ミャンマーの世銀・ADB及び我が国に対する延滞債務が解消され、日本による円借款供与は26年ぶり、世銀・ADBによるミャンマーに対する本格支援が30年ぶりに再開されることとなります。我が国としては、ASEANの一角を占め、人材・資源とも豊富なミャンマーの民主化・国民和解・経済改革が促進されるよう、他の援助国や世銀・ADBとも協調しつつ、ミャンマー向け支援が、迅速かつ適切に行われるよう、努めていく考えです。

また、6月に開催されるTICAD-V（第5回アフリカ開発会議）で注目の集まるアフリカの質の高い成長を目指し、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブであるEPISA（Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を活用した支援を含め、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。

更に、日本企業の海外展開等にも資する、円借款制度の見直しや技術協力・無償資金協力との有機的連携を検討していきます。

なお、国際協力機構の海外投融資について、その本格再開が決定したことを踏まえ、財務省としても、開発効果の高い案件を着実に実施するとともに、実施体制や案件選択の方法等について随時レビューを行い、必要な改善を行っていきます。

## ② 国際協力銀行を通じた支援

国際協力銀行（J B I C）については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めていきます。

また、平成23年8月には、円高のメリットを最大限活用して、我が国の産業競争力を伸ばし、国富を増大させるべきとの観点から、外為特会のドル資金をJ B I Cを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設しました（平成25年3月末までの時限措置）。さらに、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」により創設される「海外展開支援出資ファシリティ」の活用をはじめ、J B I Cが有する様々なツールを活用し、途上国等海外の経済発展を取り込み、日本企業が積極的に外へ出ることを支援できるよう、財務省としてもこの取組を積極的に推進していきます。

この他、J B I Cは、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として平成21年に設立したサムライ債発行支援ファシリティについて、その後も発展・強化させており、海外発行体の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化につなげられるよう取り組んでいます。これまで、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコ、パナマ、インド（輸出入銀行）、トルコ、ウルグアイ、カタール（国営石油公社）、チュニジアといった国々がJ B I C支援を活用してサムライ債を発行しました。引き続き、財務省としても、J B I Cによる途上国政府等のサムライ債発行支援を推進し、我が国のサムライ債市場の活性化等に貢献します。

## ③ 国際開発金融機関等を通じた支援

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: M D B s）は開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。また、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動、食糧安全保障等グローバルな課題への対応が求められる中、M D B sは重要な役割を果たしています。

平成24年10月には、I M F・世銀年次総会を48年ぶりに東京で開催し、世界に向けて、東日本大震災から力強く復興する我が国の姿を発信しました。また、総会期間中には、キム世銀総裁やラガルドI M F専務理事の参加も得て、「防災と開発に関する仙台会合」が開催され、大震災を通じて得られた教訓を世界的に共有しようという我が国の姿勢に対して、各国から高い評価が得られました。我が国としては、引き続き、途上国の開発を進める上での防災の重要性を発信するとともに、世界銀行を始めとするM D B sと連携して、防災分野における我が国の知見を活用した途上国支援を進めていきます。

平成25年6月には、世界銀行等との共催により、第5回アフリカ開発会議（T I C A D-V）が横浜で開催されます。我が国は、アフリカが抱える様々な開発上の課題の解決が促進されるよう、世界銀行等とともに取り組んでいきます。

またアジアでは、安定的な経済成長が続いており、引き続き、膨大なインフラ需要が存在します。このため、アジア開発銀行は、資金面はもとより、貿易円滑化策の充実など、政策面からの取組も進めており、我が国としても、積極的に協力していく考えです。

今後も、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。以上の取組を推進していく観点から、開発問題研究会を開催し、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ開発援助政策の立案に活かすとともに、政策協議の場を活用し、MDBsとの意見交換・議論を活発に行っていく予定です。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

◎業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値
開催回数	43	44	45	N. A.	45以上

(出所) 国際局開発機関課調。

(注1) MDBsとの政策協議は、原則課長レベル以上が各機関の局長級との間で意見交換・議論を行うもの（個別面会を除く）。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

(注3) 過去の実績に基づけば、平成25年度は開催回数を45回以上を目安とし、今後は協議・研究内容の充実に努めることが考えられる。

(注4) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

④ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）の主要な拠出国となっており、我が国としては、評議会への参加を通じてその活動を支援するとともに、これらの地球環境保全・改善に向けた取組に積極的に参画していきます。

平成24年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）では、第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）に関し、事務局が韓国に設置されることが承認されました。我が国としても、GCFの制度設計についての議論に引き続き参加し、地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組を支援していきます。

**施策 6-2-3：債務問題への取組**

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries：HIPCs）に対しては、「拡大HIPCイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大HIPCイニシアティブの終結を目指す等、債務問題の解決に向け、引き続き取り組めます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入等の途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

**施策 6-2-4：知的支援**

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制・金融等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

平成24年8月には、ミャンマー政府からの要請に基づき、ミャンマー中央銀行と証券取引法令の策定及び関連する人材育成支援に関する覚書を結び、平成27年までの証券取引所設立に向けた資本市場育成支援を行っています。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、業績指標として設定しました。また、その目標値について、平成24年度は「80%以上」としていましたが、知的支援の効果・有効性の向上をより一層図っていく観点から、平成25年度の目標値を「95%以上」に引き上げます。

◎業績指標 6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位：%)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度目標値
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	98.4%	98.0%	N.A	95%以上

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所国際交流室調

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP177参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

(注3) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

5. 参考指標(7指標)

○ 開発途上国に対する資金の流れ
○ 国際開発金融機関に対する主要国の出資
○ 国際開発金融機関等に対する拠出金
○ 国際開発金融機関の活動状況(日本人幹部職員数等を含む)
○ J B I Cによる出融資等実施状況(国際協力銀行業務)
○ 円借款実施状況
○ 研修・セミナー等の実施状況